

都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更の理由書

1. 案件名

函館圏都市計画駐車場の変更（函館市決定）

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

1号桟橋駐車場：廃止

3号若松町駐車場：新規決定

面積 約1,500m²

構造 地上1層

4. 都市計画変更の理由

都市計画駐車場1号桟橋駐車場は、自動車交通の発達に伴う函館駅周辺の駐車需要の増大に対応するため、昭和45年に計画決定され、平成13年に隣接する道路の整備に伴い区域の変更を行った駐車場であるが、このたび近年の駐車場利用実態を鑑み、函館駅により近接した函館市若松町駐車場を整備したことにより、更なる交通利用者の利便性向上が図られたため、都市計画駐車場中、1号桟橋駐車場を廃止し、3号若松町駐車場を追加するものである。